

中国四国地区国立病院薬剤師会 謝金規程

(趣旨)

第1条 中国四国地区国立病院薬剤師会が実施する研修会等の謝金支払いに関する取扱いについては、別に定めがある場合を除きこの規程の定めるところによる。

(謝金)

第2条 中国四国地区国立病院薬剤師会が実施する研修会等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金単価は、次のとおりとする。

(単価/30分)

職名	講演
教授相当(部長)	23,000
准教授相当(課長)	18,000
講師相当	16,000
助教相当(係長)	13,000
その他	10,000

(支払)

第3条 本支払いについては、中国四国地区国立病院薬剤師会の財務部より行う。

(附則)

この規程は平成31年 4月13日から施行する